

## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度大湊村一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 43,083千円

(歳出) 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 455,571千円

## 【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	村債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	110,544	19,353		3,600	12,813	74,778
	障害者福祉事業	53,965	39,865			2,063	12,037
	高齢者福祉事業	47,811	414		16,161	4,569	26,667
	児童福祉事業	57,722	38,830			2,764	16,128
	小計	270,042	98,462		19,761	22,208	129,611
社会保険	国民健康保険事業	16,913	11,634			772	4,507
	介護保険事業	36,411	633			5,234	30,544
	後期高齢者医療事業	45,798	7,503			5,602	32,693
	小計	99,122	19,770			11,608	67,744
保健衛生	疾病予防対策事業	80,007	19,123		3,933	8,331	48,620
	診療所事業	6,400				936	5,464
	小計	86,407	19,123		3,933	9,267	54,084
合計		455,571	137,355		23,694	43,083	251,439